

※この法令は廃止されています。
平成二十八年経済産業省令第八十五号

ガス小売事業の登録の申請等に関する省令
ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四
条第一項及び第二項、第十四条第一項から第三
項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に
基づき、並びに第四条第一項及び第二項、第十四
条第三項並びに第十五条第二項の規定を実施する
ため、ガス小売事業の登録の申請等に関する省令
を次のように定める。

(用語の意義)

第一条 この省令において使用する用語は、ガス
事業法(以下「法」という。)において使用す
る用語の例による。

(ガス小売事業の登録申請)

第二条 法第四条第一項の申請書は、様式第一に
よるものとする。

2 法第四条第一項第三号ロの経済産業省令で定
める導管は、申請者が維持し、及び運用する導
管のうち主要な導管とする。

3 法第四条第一項第七号の経済産業省令で定め
る事項は、次に掲げるものとする。
一 電話番号、電子メールアドレスその他の連
絡先

二 その行うガス小売事業以外の事業の概要
4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類
は、次に掲げるものとする。
一 法第六条第一項各号(第四号を除く。)に
該当しないことを誓約する書面

二 様式第二のガス小売事業遂行体制説明書
三 様式第三の苦情等処理体制説明書
四 申請者が法第二条第一項に規定する特定ガ
ス発生設備においてガスを発生させ、導管に
よりこれを供給する者である場合にあって
は、供給地点群(特定ガス発生設備に係るガ
スの供給地点であつて一の団地内にあるもの
の総体をいう。以下同じ。)の位置を明示し
た国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五
万分の一の地形図

五 申請者がガス工作物を維持し、及び運用し
ようとする場合にあっては、小売供給を行お
うとする地域ごとに次の書類
イ ガス工作物の設置の状況を記載した図面
ロ 主たる技術者の履歴書

六 申請者が法人である場合にあっては、当該
申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業
年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役
員の履歴書

七 申請者が法人の発起人である場合にあって
は、当該法人の定款及び役員となるべき者の
履歴書
八 申請者が法人以外の者である場合にあって
て、当該申請者が事業を営んでいるときは、
最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算
書又はこれらに準ずる書類
九 申請者が地方公共団体である場合にあって
は、当該申請者がガス小売事業を営むことに
ついての議決に係る議会の会議録の写し
経済産業大臣は、法第四条第一項の申請書を
提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほ
か、他の者からそのガス小売事業の用に供する
ためのガスの供給を受ける場合における当該ガ
スの供給に係る契約書の写しその他の必要と認
める書類の提出を求めることができる。
(供給条件の説明等)

第三条 法第十四条第一項の規定による説明は、
次に掲げる事項について行わなければならない
。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及
び問合せに応じることができない時間帯につい
ては、ガス小売事業者が小売供給契約の締結の媒
介、取次ぎ又は代理(以下「媒介業者」という
)を業として行う者(以下「契約媒介業者等」と
いう。)の業務の方法についての苦情及び問合
せを処理することとしている場合は、この限り
でない。

一 当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登
録番号
二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の
締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨
及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称
三 当該ガス小売事業者の電話番号、電子メー
ルアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問
合せに応じることができない時間帯
四 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の
締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契
約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレス
スその他の連絡先並びに苦情及び問合せに
応じることができない時間帯
五 当該小売供給契約の申込みの方法及び当該
申込みの取扱いに関する事項
六 当該小売供給開始の予定年月日
七 当該小売供給に係る料金(当該料金の額の
算出方法を含む)。
八 導管、ガスメーターその他の設備に関する
費用の負担に関する事項

九 前二号に掲げるもののほか、当該小売供給
を受けようとする者の負担となるものがある
場合にあっては、その内容
十 前三号に掲げる当該小売供給を受けようと
する者の負担となるものの全部又は一部を期
間を限定して減免する場合にあっては、その
内容
十一 ガス使用量の計測方法及び料金調定の
方法
十二 当該小売供給に係る料金その他の当該小
売供給を受けようとする者の負担となるもの
の支払方法
十三 供給するガスの熱量の最低値及び標準値
その他のガスの成分に関する事項
十四 ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高
値及び最低値
十五 供給するガスの属するガスグループ(ガ
ス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和
四十六年通商産業省令第二十七号)別表第三
の備考に規定するガスグループをいう。)並
びに当該小売供給を受けようとする者からの
求めがある場合にあっては、燃焼速度及びウ
ォッペ指数
十六 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事
業者から託送供給を受けて当該小売供給を行
う場合にあっては、託送供給約款に定められ
た小売供給の相手方の責任に関する事項(第
二十五号に掲げる事項を除く。)

十七 当該小売供給契約に期間の定めがある場
合にあっては、当該期間
十八 当該小売供給契約に期間の定めがある場
合にあっては、当該小売供給契約の更新に関
する事項
十九 当該小売供給の相手方が当該小売供給契
約の変更又は解除の申出を行うおとする場合
における当該ガス小売事業者(当該契約媒介
業者等が当該小売供給契約の締結の媒介等
を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等
を含む。)の連絡先及びこれらする方法
二十 当該小売供給の相手方からの申出による
当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制
限がある場合にあっては、その内容
二十一 当該小売供給の相手方からの申出によ
る当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違
約金その他の当該小売供給の相手方の負担と
なるものがある場合にあっては、その内容
二十二 前二号に掲げるもののほか、当該小売
供給の相手方からの申出による当該小売供給

契約の変更又は解除に係る条件等がある場合
にあっては、その内容
二十三 当該ガス小売事業者からの申出による
当該小売供給契約の変更又は解除に関する
事項
二十四 災害その他非常の場合における当該小
売供給の制限又は中止に関する事項
二十五 導管、器具、機械その他の設備に関す
る一般ガス導管事業者、特定ガス導管事
業者、当該ガス小売事業者及び当該小売供給
の相手方の保安上の責任に関する事項
二十六 当該小売供給の相手方のガスの使用方
法、器具、機械その他の用品の使用等に制限
がある場合にあっては、その内容
二十七 前各号に掲げるもののほか、当該小売
供給に係る重要な供給条件がある場合にあつ
ては、その内容

2 ガス小売事業者又はガス小売事業者が行う小
売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者
(以下この条及び次条において「取次業者」と
いう。)が既に締結されている小売供給契約を
更新しようとする場合に於ける法第十四条第一
項の規定による説明は、前項の規定にかかわら
ず、同項第十七号に掲げる事項について行え
ば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事
項のみを説明することについて小売供給を受け
ようとする者の承諾を得ていない場合には、こ
の限りでない。

3 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を変更しようとする場合
(次項に規定する場合を除く。)における法第十
四条第一項の規定による説明は、第一項の規定
にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち
当該変更しようとするものについて行えば足り
るものとする。ただし、同項各号に掲げる事
項のうち当該変更しようとするもののみを説明す
ることについて小売供給を受けようとする者の承
諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を変更しようとする場合
(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる
形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容
の実質的な変更を伴わない変更をしようとする
場合に限り。)における法第十四条第一項の規
定による説明は、第一項の規定にかかわらず、
当該変更しようとする事項の概要について行
えば足りるものとする。ただし、当該変更しよ

うとするものがある場合にあっては、その内容
二十五 導管、器具、機械その他の設備に関す
る一般ガス導管事業者、特定ガス導管事
業者、当該ガス小売事業者及び当該小売供給
の相手方の保安上の責任に関する事項
二十六 当該小売供給の相手方のガスの使用方
法、器具、機械その他の用品の使用等に制限
がある場合にあっては、その内容
二十七 前各号に掲げるもののほか、当該小売
供給に係る重要な供給条件がある場合にあつ
ては、その内容

とする事項の概要のみを説明することについて
小売供給を受けようとする者の承諾を得ていな
い場合には、この限りでない。
5 法第十四条第二項の経済産業省令で定める場
合は、次に掲げる場合とする。
一 法第十四条第二項の書面を交付することな
く電話により同条第一項の規定による説明を
行うことについて小売供給を受けようとする
者の承諾を得ている場合

二 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結さ
れている小売供給契約を更新しようとする場
合であつて、法第十四条第二項の書面を交付
することなく同条第一項の規定による説明を
行うことについて小売供給を受けようとする
者の承諾を得ている場合
三 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結さ
れている小売供給契約を変更しようとする場
合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とさ
れる形式的な変更その他の当該小売供給契約
の内容の実質的な変更を伴わない変更をしよ
うとする場合に限る。）であつて、法第十四
条第二項の書面を交付することなく同条第一
項の規定による説明を行うことについて小売
供給を受けようとする者の承諾を得ている
場合

6 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定
するガス小売事業者等）をいう。以下同じ。）は、
前項第一号に掲げる場合においては、法第十四
条第一項の規定による説明を行った後遅滞な
く、小売供給を受けようとする者に対し、同条
第二項の書面を交付しなければならぬ。
7 法第十四条第二項の経済産業省令で定める事
項は、第一項各号に掲げる事項とする。
8 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を更新しようとする場合に
おける法第十四条第二項の経済産業省令で定め
る事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第
十七号に掲げる事項とする。ただし、同条第一
項の規定による説明として、ガス小売事業者等
が同号に掲げる事項のみを説明することにつ
いて小売供給を受けようとする者の承諾を得て
いない場合には、この限りでない。

9 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を変更しようとする場合
（次項に規定する場合を除く。）における法第十
四条第二項の経済産業省令で定める事項は、第
七項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる
事項のうち当該変更しようとするものとする。
ただし、同条第一項の規定による説明として、
ガス小売事業者等が第一項各号に掲げる事項の
うち当該変更しようとするのみを説明する
ことについて小売供給を受けようとする者の承
諾を得ていない場合には、この限りでない。
10 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を変更しようとする場合
（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる
形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容
の実質的な変更を伴わない変更をしよ
うとする場合に限る。）における法第十四条第二項の経
済産業省令で定める事項は、第七項の規定にか
かわらず、当該変更しようとする事項の概要と
する。ただし、同条第一項の規定による説明と
して、ガス小売事業者等が当該変更しようとする
事項の概要のみを説明することについて小売
供給を受けようとする者の承諾を得ていない場
合には、この限りでない。
11 法第十四条第三項の経済産業省令で定めるも
のは、次に掲げるものとする。
一 電子メールを送信する方法であつて、小売
供給を受けようとする者が当該電子メールの
記録を出力することによる書面を作成するこ
とができるもの
二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計
算機に備えられたファイルに記録された第七
項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に
規定する事項（以下この条において「説明時
交付事項」という。）を電気通信回線を通じ
て小売供給を受けようとする者の閲覧に供す
る方法（小売供給を受けようとする者が当該
ファイルの記録を出力することによる書面を
作成することができない場合にあっては、当
該ファイルに記録された説明時交付事項を電
気通信回線を通じて小売供給を受けようとし
る者の閲覧に供する方法であつて、当該ファ
イルに記録された説明時交付事項を、その記
録された日から起算して三月間、消去し、又
は改変できないもの）
三 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他
の記録媒体に説明時交付事項を記録したもの
を交付する方法
12 ガス小売事業者等は、法第十四条第三項の規
定により、前項各号に掲げる方法により説明時
交付事項を提供した場合においても、小売供給
を受けようとする者からの求めがあつたとき

は、その者に対し、説明時交付事項を記載した
書面を交付するよう努めなければならない。
（書面の交付）
第四条 法第十五条第一項の経済産業省令で定め
る場合は、ガス小売事業者又は取次業者が既に
締結されている小売供給契約を変更した場合
（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる
形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容
の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限
る。）であつて、同項の書面を交付しないこと
について小売供給を受けようとする者の承諾を
得ている場合とする。
2 法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定
める事項は、次に掲げるものとする。
一 当該ガス小売事業者の登録番号
二 当該契約媒介業者等が当該小売供給契約の
締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨
三 前条第一項第三号から第二十七号まで（第
五号を除く。）に掲げる事項（ガス小売事業
者が契約媒介業者等の業務の方法についての
苦情及び問合せを処理することとしての場
合にあつては、同項第四号に掲げる事項のう
ち苦情及び問合せに応じることができる時間
帯を除く。）
四 供給地点特定番号（小売供給を受けようと
する者の需要場所を特定することができる番
号をいう。以下この条において同じ。）
3 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を更新した場合における法
第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める
事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項
第十七号に掲げる事項及び供給地点特定番号と
する。ただし、法第十五条第一項第十七号及び第
二号に掲げる事項、前条第一項第十七号に掲げ
る事項並びに供給地点特定番号のみを記載した
書面を交付することについて小売供給を受けよ
うとする者の承諾を得ていない場合には、この
限りでない。
4 ガス小売事業者又は取次業者が既に締結され
ている小売供給契約を変更した場合（第一項に
規定する場合を除く。）における法第十五条第
一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第
二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三
号までに掲げる事項のうち当該変更したもの
及び供給地点特定番号とする。ただし、法第十五
条第一項第一号及び第二号に掲げる事項、第十
五項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当

該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを
記載した書面を交付することについて小売供給
を受けようとする者の承諾を得ていない場合に
は、この限りでない。
5 法第十五条第二項の経済産業省令で定めるも
のは、次に掲げるものとする。
一 電子メールを送信する方法であつて、小売
供給を受けようとする者が当該電子メールの
記録を出力することによる書面を作成するこ
とができるもの
二 当該ガス小売事業者等の使用に係る電子計
算機に備えられたファイルに記録された法第
十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本
文若しくは前項本文に規定する事項（以下こ
の条において「契約締結時交付事項」とい
う。）を電気通信回線を通じて小売供給を受
けようとする者の閲覧に供する方法（小売供
給を受けようとする者が当該ファイルの記録
を出力することによる書面を作成することが
できない場合にあっては、当該ファイルに記
録された契約締結時交付事項を電気通信回線
を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧
に供する方法であつて、当該ファイルに記録
された契約締結時交付事項を、その記録され
た日から起算して三月間、消去し、又は改変
できないもの）
三 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他
の記録媒体に契約締結時交付事項を記録し
たものを交付する方法
6 ガス小売事業者等は、法第十五条第二項の規
定により、前項各号に掲げる方法により契約締
結時交付事項を提供した場合においても、小売
供給を受けようとする者からの求めがあつたと
きは、その者に対し、契約締結時交付事項を記
載した書面を交付するよう努めなければならぬ。
附則
この省令は、電気事業法等の一部を改正する
等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則
第一条第五号の施行の日（平成二十九年四月一
日）から施行する。
附則（平成二十九年三月二八日経済産業
省令第一五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正
する等の法律（以下「改正法」という。）附則

（施行期日）
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正
する等の法律（以下「改正法」という。）附則

第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

様式第1（第2条第1項関係）

（略）

様式第2（第2条第4項第2号関係）

（略）

様式第3（第2条第4項第3号関係）

（略）